入　札　公　告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

栗原市長　　佐　藤　　智

１　入札に付する事項

（１）工　事　番　号　　建住０８工０２１２
　　工　　事　　名　　旧細倉小学校解体工事
（２）施　工　場　所　　栗原市鶯沢南郷荒町　地内
（３）工　　　期　　契約締結日の翌日 から 令和９年３月３１日 まで
（４）工　事　概　要　　校舎棟　　鉄筋コンクリート３階建
　　延床面積　１，９９７．３４㎡
　　付属施設等　（プール、屋外トイレ、キュービクル、浄化槽、植栽等）
　　上記の建築物に関する解体工事一式
（５）支　払　条　件　　令和８年度　前払い　　有
（６）契 約 保 証 金　　契約金額の１０分の１以上の額
（７）低入札価格調査　　有（調査基準価格及び失格基準価格を設定）
（８）入　札　方　式　　制限付一般競争入札
（９）週 休 ２ 日 工 事　　対象

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

栗原市から栗原市建設工事執行規則（平成１７年栗原市規則第１７４号）第４条の規定に基づく令和７・８年度競争入札参加登録（以下「登録」という。）を受けている業者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	解体工事
登録等級	Ａ等級
事業所の所在に関する条件	栗原市内に本社（本店）、支店・営業所等で登録していること。
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	①　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。 ②　技術者は、建設業法の規定により専任で配置することが必要な場合にあっては入札期日（４の表に定める開札の期日をいう。以下同じ）の前日から起算して３か月以上前から、それ以外の場合にあっては入札期日の前日から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。 ③　監理技術者にあっては，監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。
入札保証金	免除

暴力団等の排除	次のいずれにも該当する者でないこと。 ① 有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加していると認められる者（以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者 ② 有資格業者又は役員等が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等と取引を行い、又は不当に利用したと認められる者 ③ 有資格業者又は役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者 ④ 有資格業者又は役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
その他	① 栗原市有資格業者に対する指名停止要領（平成１７年栗原市告示第１３５号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号の規定に該当しないこと。 ③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。 ④ 銀行取引停止となっていないこと。 ⑤ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に下記のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。 (ｱ) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ・親会社と子会社の関係にある場合 ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (ｲ) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合 ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 （会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。） ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 (ｳ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記(ｱ)又は(ｲ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

３　入札・工事担当

区分	担当課	電話番号	住　　所
入札・受付担当	栗原市　総務部 管財課　契約係	0228－22－1116 （内線 256・257）	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目７番１号
工事担当	栗原市　建設部 建築住宅課　建築係	0228－22－1153 （内線 532）	〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目７番１号

４　入札日程等

手　続　等	期　間・期　日・期　限	場　　所
入札参加資格確認申請書類交付 ※注２	令和８年１１月２日（月）から 令和８年１１月９日（月）まで	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所総務部管財課　契約係
設計図書等の閲覧及び貸出	令和８年１１月２日（月）から 令和８年１１月１７日（火）まで	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所総務部管財課　閲覧場所
設計図書等に対する質問の受付	令和８年１１月２日（月）から 令和８年１１月９日（月）まで	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所総務部管財課　契約係
入札参加資格確認申請書類提出	令和８年１１月９日（月） 午後４時まで	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所総務部管財課　契約係
入札参加資格確認書の送付	令和８年１１月１２日（木）	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所総務部管財課　契約係
設計図書等に対する質問回答書の閲覧	令和８年１１月１２日（木）から 令和８年１１月１７日（火）まで	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所総務部管財課　閲覧場所
入　　札	令和８年１１月１８日（水） 午前１０時１０分から	栗原市築館薬師一丁目７番１号 栗原市役所　２階　講堂

※　上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

※　入札関係書類・各種様式等については、栗原市ホームページの入札・契約情報からダウンロードすること。

５　入札の方法等

（１）　郵送、電報、ＦＡＸその他電気通信による入札は認めない。

（２）　入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）　開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、２回を限度とする。

（４）　入札及び再度入札において落札者がないときは、地方自治法施行令１６７条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約のための見積り合わせを行うことがある。

（５）　栗原市建設工事執行規則第１４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札には調査基準価格及び失格基準価格を設定するので、失格基準価格を下回った入札は失格とし、調査基準価格未満で失格基準価格を下回らない入札の場合は、落札を保留し、適正な履行がなされるか否かを調査し、適正に履行なされると判断した場合に落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが２者以上ある場合は、従来のくじ方式により落札者を決定するものとする。

６　工事費内訳書の提出について

（１）　第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。なお、一回目の入札書の金額と一致しない工事費内訳書を提出した場合は、失格とする。

（２）　工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を記載していること。

（３）　工事費内訳書は、返却しない。

7　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）　2に掲げる競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

（2）　同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。

（3）　入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。

①　入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札

②　金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

③　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

④　工事名等の錯誤がある入札

（4）　虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき。

8　契約の締結

落札した者は、落札決定後7日以内に契約を締結する。

ただし、落札決定後、契約までの間に落札した者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止を受けた場合、又はその他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為その他不正の行為があった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

9　入札参加資格確認申請の提出書類

（1）申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出しなければならない。

①　栗原市建設工事執行規則取扱要綱（平成17年栗原市訓令第57号）に定める入札参加資格確認申請書（様式第2号）

②　栗原市建設工事執行規則取扱要綱に定める配置技術者届出書（様式第8号）並びに配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類

③　栗原市建設工事執行規則取扱要綱に定める資本関係又は人的関係がある者に係る申告書（様式第11号）

（2）申請書類の提出方法、受付期間及び提出場所

①　提出方法

持参とする。

②　受付期間及び提出場所

4の表に示すとおりとする。

10　設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧及び貸出の期間及び場所は、4の表に示すとおりとする。

11　その他

（1）　入札参加者は、栗原市建設工事執行規則及び栗原市建設工事執行規則取扱要綱を遵守すること。

（2）　工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。

また、質問については指定の様式を使用すること。